

営業税の増値税化改革、 その最終ステージ -準備は出来ている？-

April 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

李克強国务院総理は、2016 年 3 月 5 日に開催された第 12 期全国人民代表大会の第 4 回大会政府報告において、改革の対象外となっていた建設業、不動産業、金融サービス業、生活サービス業の 4 業種についても、2016 年 5 月 1 日より営業税の増値税化改革が実施されるとの発表を行った。当該日より、これら 4 業種については、営業税ではなく増値税が課されることとなる。これにより、満を持して 4 年の長きにわたる営業税の増値税化改革がほぼ完結することとなった。そして、1994 年に始まった、増値税及び営業税の 2 本柱からなる中国の間接税制は、過去の遺物となる。

規定詳細

政府報告に続く形で、2016 年 3 月 23 日に財政部及び国家税務総局より財税[2016]36 号通達が発表された。本通達は、営業税の増値税化改革対象業種における増値税の実施について規定している。

新たな増値税率

財税[2016]36 号通達に依れば、建設業、不動産業、金融サービス業、生活サービス業の新増値税率は下記のようになっている。

(参考に、現在の営業税の課税率を併記している)

業界	新増値税率	現在の営業税率
建設	11%	3% (総額、もしくは純額に対して課税)
不動産	11%	5%
金融サービス	6%	5%
生活サービス (飲食、ホテル等)	6%	一般的には 5%、但し一部娯楽サービスについては 5%から 20%

営業税の増値税化改革の最終ステージの到来は関連業界において予測されており、自主的に対応が進められてきた。しかし、取り立てて、不動産、建設、金融サービス等営業税の増値税化改革最終段階の影響を受ける業界の特性や複雑さもあり、約 1 か月の準備期間では決して十分ということは出来ないであろう。

本ニューズレターでは、財税[2016]36 号通達において言及されており、不動産、建設、金融サービス等業界の増値税納付義務者が特に注意を要する事項に焦点を当てて解説を行う。

財税[2016]36 号通達の要旨

不動産、建設—2016 年 5 月 1 日までに終了しない契約

財税[2016]36 号通達は、不動産デベロッパー及び建設サービス業者は、2016 年 5 月 1 日以前に終了しない契約に関する増値税要納付額について、簡易化された計算方法を採用することを認めている。

不動産—未成工事受入金

不動産デベロッパーは、その未成工事受入金収入について、3%の増値税の予備申告及び納付することが求められている。

不動産デベロッパー及び建設サービス業者—特別措置

不動産業界と建設業界の増値税一般納税人に対して、財政部及び国家税務局は下記のような特別措置を規定している。

- ・一定の条件下で、簡易化された増値税計算方法の採用の許可
- ・増値税の計算における、外注費及び土地使用権利料の控除
- ・増値税の予備申告及び納付義務

新たに獲得された不動産に関して発生する仕入増値税

一般増値税納税人は、2016 年 5 月 1 日以降に購入された不動産について発生する仕入増値税の控除することが出来る。尚、仕入増値税の 60%のみが購入年度に控除可能であり、残りの 40%は購入翌年度に控除することが出来る。一方、営業税の増値税化改革以前に購入された営業税課税対象不動産については、経過措置は取られない。

金融業者による増値税一括申告

財税[2016]36 号通達は、金融業者が増値税一括申告が出来るか否かについて規定していない。これについては、国家税務総局より更なる規定が発表されると予想される。

利息支払いについて発生する仕入増値税

財税[2016]36 号通達は、金融機関によって請求される借入利息に関して、仕入増値税は控除出来ない旨を規定している。更に、金融機関により、貸出と関連して提供される金融コンサルティングサービスや当該手数料等について発生した増値税も、また控除出来ない。従って、借入利息について発生した増値税は、納税者にとって実際のコストとなり、中国で実施されるプロジェクトに関する借入コストはより大きなものとなる。

関連業界への税負担の軽減

政府報告では、当該改革の影響を受ける業界において税負担は減少し、一方税収減少により政府財政の赤字は拡大するとしている。もっとも我々の分析によれば、長期的には企業が事業拡大や投資を行う中で改革前に比べ税負担が減少すると見做し得るが、短期的には個々の企業について税負担の増加があり得ることは否定できない。

準備は出来ていますか？

納税事業者は、営業税の増値税への転換がどのようなインパクトを与えるのかについて、現在の事業の見直しや、オペレーションモデル、課税や支出構造の分析を通じて、特定する必要がある。特に、サプライヤーについて検討を行い、サプライヤーマネジメントの向上を図ることが必要である。

また、特に重要なこととして、増値税リスクのコントロールを向上させるべく体制変更を行い、主体的に税抜き価格と増値税額の分離、増値税課税状況下における会計基準の整備をすることが挙げられる。例えば、資産管理サービスについてみれば、間違いなくその体制の見直し及び変更を行い、あらゆる支出が増値税発票による裏付けがあるようにする必要がある。これらのサービスを提供する業者においては、関連する統制システムが欠如していることがよくある。

納税事業者は、取り立てて営業税が課される期間と増値税が課される期間に跨っている契約については、現在の契約状況を見直し、それらを営業税の増値税化に対応する形に調整を行うべきである。特に、税金関連条項の妥当性について精査し、必要であれば修正を行わなければならない。

最後になるが、納税事業者は、迅速に財務、税務その他関連業務を担当する人員に対するトレーニングを実施し、新たな政策及び増値税管理のオペレーションについて周知徹底するべきである。内部管理及び内部リスク統制の向上が図られなければならない。

CONTACT

Mazars

Japan Desk

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. Takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn